

## 平成30年度 綾瀬市教育相談員（スクールソーシャルワーカー） の勤務条件等について

綾瀬市教育研究所教育相談員（スクールソーシャルワーカー）の勤務条件等について、次のとおり定める。

### 1 身分及び服務基準等

- (1) 身分は、綾瀬市非常勤特別職の職員とする。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- (3) 個人情報の保護に関し、関係法令の規定を遵守しなければならない。
- (4) 前項までに定めるもののほか、服務基準等は、綾瀬市一般職の職員に準じて取り扱う。

### 2 任 期

任期は、1年とし、委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。なお、任期途中での交代による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、任期中において、次に掲げる事由があると認められるときは、上記の定めにかかわらず、解職することができる。

- (1) 勤務条件又はその他関係法令に違反し、又はふさわしくない行為（不作為を含む。）があったとき
- (2) 業務の従事又は職務の執行が著しく困難となったとき

### 3 勤務時間

1日につき5.5時間とし、別表1に掲げる勤務地ごとに、次のとおり指定する。ただし、業務の性質上、必要と認めるときは、これを伸縮することができる。

- (1) 教育研究所（スクールソーシャルワーカー派遣型）勤務の場合

10時00分から16時15分まで（昼食休憩45分間）とする。

(2) 中学校（スクールソーシャルワーカー配置型）勤務の場合

9時30分から15時30分まで(昼食休憩30分間)とする。

4 勤務日及び勤務日数

勤務日は、休日（綾瀬市の休日を定める条例第1条に定める休日をいう。）を除き、原則として、週4日勤務の場合は、1ヶ月につき16日、年間192日を限度とし、週2日勤務の場合は、1ヶ月につき8日、年間96日を限度として、あらかじめ指定する。

この場合において、休日及び指定した勤務日以外は勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。

5 従事業務

指定を受けた勤務地において、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 問題をかかえる児童・生徒とその置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連絡調整
- (3) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員向け研修活動
- (6) その他教育研究所長が必要と認めて、指示した業務

6 報酬

報酬は、週4日勤務で月額231,800円又は週2日勤務で115,900円とし、勤務した翌月の20日（当日が休日の場合は、直前の開庁日）に指定した金融機関に口座振込みで支給する。

7 付加報酬（通勤費）及び費用弁償（旅費）

付加報酬は、勤務地及び勤務日数に応じ、所定の算出額を支給（支給の時期及び方法は、前記の報酬に同じ）する。ただし、綾瀬市在住者又は徒歩による通勤者には支給しない。

なお、市外に住所を有し、交通用具を利用する者にあつては、1日単位の支給限度額を1,000円とする。

また、公務のため指定勤務地から用務先までの旅行に要した経費は、綾瀬市職員の旅費に関する条例及び同施行規則の規定に準じて、費用弁償として支給する。

## 8 福利厚生

- (1) 休暇 週休日を除き、付与しない。
- (2) 保険 雇用保険に加入(週2日勤務は除く。)し、健康保険及び厚生年金保険には自己負担で加入する。
- (3) 災害補償その他 公務災害補償制度等に対応する。

## 9 所 属

綾瀬市教育研究所(教育委員会教育部)に所属し、職務に従事する。

## 10 服務上の事務取り扱い

この勤務条件に定められた事項のうち、7付加報酬(通勤費)及び費用弁償(旅費)並びに8福利厚生に関するものについては、教育研究所長が掌理し、決定する。

平成30年4月1日

綾瀬市教育委員会

### 別表1

#### 教育相談員指定勤務地

| 指定勤務地     | 所在地             | 備考     |
|-----------|-----------------|--------|
| 綾瀬市教育研究所  | 綾瀬市早川 550 番地    |        |
| 綾瀬市適応指導教室 | 綾瀬市深谷中 5-15-2   |        |
| 綾瀬小学校     | 綾瀬市深谷中 5-1-1    | 綾瀬中学校区 |
| 綾北小学校     | 綾瀬市寺尾本町 3-10-1  | 綾北中学校区 |
| 綾西小学校     | 綾瀬市綾西 1-2-1     | 城山中学校区 |
| 早園小学校     | 綾瀬市小園 420       | 城山中学校区 |
| 綾南小学校     | 綾瀬市上土棚中 1-12-19 | 綾瀬中学校区 |
| 天台小学校     | 綾瀬市寺尾台 1-3-1    | 綾北中学校区 |

|        |                  |         |
|--------|------------------|---------|
| 北の台小学校 | 綾瀬市大上 9-14-1     | 北の台中学校区 |
| 落合小学校  | 綾瀬市落合北 3-10-1    | 春日台中学校区 |
| 土棚小学校  | 綾瀬市上土棚南 6-1-1    | 春日台中学校区 |
| 寺尾小学校  | 綾瀬市寺尾南 1-3-1     | 綾北中学校区  |
| 綾瀬中学校  | 綾瀬市深谷南 2-3-1     |         |
| 綾北中学校  | 綾瀬市深谷上 4-4-1     |         |
| 城山中学校  | 綾瀬市早川 2 2 3 0 番地 |         |
| 北の台中学校 | 綾瀬市蓼川 1-2-1      |         |
| 春日台中学校 | 綾瀬市吉岡 393-1      |         |